【別表】促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

あたって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定にあたって収集すべき情報及 びその収集方法		適正な配慮のための考え方 促進区域の設定にあたって「地域の環境の保全のための取」 組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保
	収集すべき情報	収集方法	する適切な措置
騒音による影響	・住宅の分布状況 ・保全対象施設(学 ・保全対象施設(学 校、保育所、病院院、 病院の 無)、公本 ・大ので 、大ので 、大ので 、大ので 、大ので 、大ので 、大ので 、大ので 、	・EADAS ・関係部局が示す情報 ・住宅地図 ・群馬県総合教育セン ターHP	・促進区域の設定にあたっては、住宅や保全対象施設が近隣に立地し、騒音に関する影響が懸念される場合は、騒音の予測計算を行う等の方法で環境に影響がないことを確認すること。 ・事業の実施にあたっては、次の事項に配慮し、騒音に係る苦情が発生しないよう留意すること。 ①パワーコンディショナ、送風機等の騒音が発生する装置の設置について、住宅や保全対象施設との離隔距離を十分に確保し、必要に応じて、キュービクル等に収納する、防音壁を設置するなど適切な防音対策を講じること。 ②施設建設時において、工事用資材等の搬出入や建設機械の稼働に係る騒音を可能な範囲で回避又は低減するよう努めること。 ③騒音の発生について、地域住民等に十分に説明し、理解を得ること。
水の濁りによる影響	群馬県水源地域における地域森林計画対象森 林の分布状況	・地域森林計画対象森林:マッピングぐんま・群馬県水源地域:県HP	・事業実施の検討にあたっては、雨水の流出量や浸透・涵養量の変化について適切に調査を行い、その結果を踏まえ、水質や水象への影響を回避又は低減すること。 ・伐採・伐根を伴う造成工事を行う場合、植物又は構造物で法面を被覆するなど、地表を流れる雨水による浸食を防ぐ対策を検討し、実施すること。
	農業振興上支障がないか (農業用用排水施設の機能に支障がないか)	関係機関、県農政部 局、関係市町村、土地 改良区、水利組合に聴 取	・促進区域の設定にあたっては、農業振興上支障とならないよう留意すること。 ・計画地の下流側に取水施設が存在する場合は、その分布を踏まえて必要な調査、検討及び措置を行い、水の濁りによる影響を回避又は極力低減すること。 ・沈砂池や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
	ための管理や日常の維	関係機関、県農政部 局、関係市町村、土地 改良区、水利組合、た め池管理者に聴取	・促進区域の設定にあたっては、農業振興上支障とならないよう留意すること。 ・計画地の下流側に取水施設が存在する場合は、その分布を 踏まえて、必要な調査、検討及び措置を行い、水の濁りによ る影響を回避又は極力低減すること。 ・沈砂池や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生 防止策を講じること。 ・ため池の保全に備えた適正な事業計画にすること。
土地の安定性への 影響	地域森林計画対象森林 の分布状況	マッピングぐんま	・発電施設周辺部に相当程度面積の森林の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。 ・土砂の流出又は崩壊その他災害防止の観点から、開発行為が現地形に沿って行われ、盛土・切土による土砂の移動量が必要最小限であることを原則とした上で、排水施設等の防災施設を確実に設置すること。 ・伐採・伐根を伴う造成工事を行う場合、植物又は構造物で法面を被覆するなど、地表を流れる雨水による浸食を防ぐ対策を検討し、実施すること。
	山地災害危険地区(山 腹崩壊危険地区、地す べり危険地区、崩壊土 砂流出危険地区)の指 定の有無	マッピングぐんま	土砂の流出又は崩壊その他災害防止の観点から、崩壊の危険性の高い不安定な層を排除した上で、適切な防災施設を確実に設置すること。

促進区域の設定に あたって考慮すべ き環境配慮事項	促進区域の設定にあたって収集すべき情報及 びその収集方法		適正な配慮のための考え方 促進区域の設定にあたって「地域の環境の保全のための取 組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保
	収集すべき情報	収集方法	する適切な措置
土地の安定性への影響	土砂災害警戒区域の指 定の有無	・県IP「土砂災害警戒 区域指定状況」 ・マッピングぐんま ・県土木事務所の公示 図書	(促進区域に当該区域を含む場合) 当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業 計画にすること。
	河川保全区域の指定の 有無	河川管理者に聴取	河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について調査を 行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じる恐 れがないようにすること。
	洪水浸水想定区域の指定の有無	・国土交通省:洪水浸水想定区域図、ハザサト・群馬県には図り、では、水でのでは、では、大きないでは、は、大きないでは、大きないでは、では、大きないでは、では、大きないがでいまり、大きないがでは、では、大きないがでは、ないがでは、ないがでいる。	・土地の形質変更に伴う雨水流出量の増加がある場合には、 法令に従い適切な流出抑制対策や排水施設の整備等を実施す ること。 ・浸水が想定される区域である場合は、想定される浸水深に 応じて電気設備等の浸水リスクの回避を検討すること。
	特定都市河川流域の指 定の有無	・県旧 ・県河川担当部局に聴 取	特定都市河川流域に指定されている場合には、一定規模以上 の雨水浸透阻害行為(建築物の新設、舗装、地盤の締固な ど)を行う際に、雨水貯留浸透施設の整備といった流出抑制 対策が義務づけられることから、法令に従い許可を受けるこ と。
	貯留機能保全区域の指 定の有無(※)	・県HP ・県河川担当部局に聴取	特定都市河川の貯留機能保全区域に指定されている場合、盛 土や塀の設置などの貯留機能を阻害する恐れのある行為を行 う際には、法令に従い届出を行うこと。
	浸水被害防止区域の指 定の有無(※)	・県HP ・県河川担当部局に聴取	特定都市河川の浸水被害防止区域に指定されている場合には、開発行為や建築行為に対する制限がかかることから、法令に従い許可を受けること。
	・宅地造成等工事規制 区域の指定の有無 ・特定盛土等規制区域 の指定の有無	・県旧 ・県盛土等担当部局に 聴取	事業区域が規制区域に該当し、事業実施に伴い盛土、切土を伴う場合には、法令等で定められる基準を確実に遵守し、災害を防止するために必要な措置を講じること。 ※盛土規制法に基づく「宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域」は、令和7年度に指定予定。指定前においては、宅地造成等規制法に基づき指定された「宅地造成工事規制区域」を確認すること。
	・農業用ため池の将来 の事業実施の有無 ・農業用ため池のハ ザードマップ	県農政部局に聴取	・「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」により、防災工事等の集中的かつ計画的な推進にとりくんでいるため、防災重点農業用ため池については、事前に将来の事業計画について確認すること。 ・施設を設置する際は、アンカー等の支持物が所要の安定性を満足するよう必要な措置を講じること。 ・決壊した場合に流出したパネル等の速やかな回収ができるように影響範囲を把握しておくこと。
	防災重点農業用ため池 の指定の有無	県HP「ため池の防災 減災対策」	事業実施に当たっては、事前に対象となるため池が「防災重点農業用ため池」に指定されているか確認するとともに、指定されている場合は法令に基づき手続を行うこと。

あたって考慮すべ	促進区域の設定にあたって収集すべき情報及 びその収集方法		適正な配慮のための考え方 促進区域の設定にあたって「地域の環境の保全のための取 組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保
き環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	組]として位直プリる、環境の保全への適正な配慮を確保 する適切な措置
反射光による影響	・住宅の分布状況 ・保全対象施設(学 校、保育所、病院及び 診療所(入院施設の有 無)、図書館、特別養 護老人ホーム、幼保連 携型認定こども園等) の分布状況	・EADAS ・関係部局が示す情報 ・住宅地図 ・群馬県総合教育セン ターHP	・窓に反射光が差し込むなど、住宅や保全対象施設への影響が懸念される場合は、反射光の原因となるアレイについて、向きを調整、可能な場合は配置を調整して、影響が軽減されるように対策を講じること。 ・住宅や保全対象施設との境界部にフェンスを設置したり、植栽を施すなど必要な措置を講じること。
植物の重要な種及 び重要な群落への 影響	環境省レッドリスト	地方環境事務所に聴取	事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置を 講じること。
	県レッドリスト	県環境部局に聴取	
	国内希少野生植物種の 生育状況	・環境省IP「国内希少野生動植物種一覧」 ・地方環境事務所に聴取	希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。事業区域に含める場合は、当該種の生育・生息環境に極力影響を及ぼさないように配慮すること。
	特定県内希少野生植物 種の生育状況	・県HP「特定県内希少野生動植物種」 ・県環境部局に聴取	
	植生自然度の高い地域	EADAS	当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該 植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現 地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの 限りではない。
	特定植物群落	EADAS	当該地の改変を避けた事業計画にすること。
動物の重要な種及 び注目すべき生息 地への影響	環境省レッドリスト	地方環境事務所に聴取	事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置を 講じること。
	県レッドリスト	県環境部局に聴取	
	国内希少野生動物種の 生息状況 -	・環境省HP「国内希少野生動植物種一覧」 ・地方環境事務所に聴取	希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。事業区域に含める場合は、当該種の生育・生息環境に極力影響を及ぼさないように配慮すること。
	特定県内希少野生動物 種の生息状況	・県HP「特定県内希少野生動植物種」 ・県環境部局に聴取	
地域を特徴づける生態系への影響	自然再生の対象となる 区域	・EADAS ・多々良沼・城沼自然 再生協議会に聴取	事業の実施にあたって、必要な措置を講じること。 ※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置に ついて多々良沼・城沼自然再生協議会に意見聴取し、促進区 域と合わせて示すこと。
地域を特徴づける 生態系への影響	・重要里地里山(生物 多様性保全上重要な里 地里山) ・重要湿地(生物多様 性の観点から重要度の 高い湿地)	・EADAS ・地方環境事務所に聴 取	事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示すこと。

促進区域の設定に あたって考慮すべ き環境配慮事項	促進区域の設定にあた びその収集方法 収集すべき情報	って収集すべき情報及 収集方法	適正な配慮のための考え方 促進区域の設定にあたって「地域の環境の保全のための取 組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保 する適切な措置
主要な眺望点及び景観資源がについます。	国立・国定公園の普通 地域の指定の有無	・EADAS ・県環境部局に聴取	(促進区域に当該区域を含む場合) 当該区域を事業区域に含める場合は、事業の実施に先立ち、 必要に応じて調査を行い、周辺景観との調和に配慮した太陽 光パネルや付帯設備の色彩とするなど、景観に配慮した措置 を講ずること。
	世界遺産の遺産影響評価で設定する視点場及び移動視点場、並びにそれぞれの視点場からの景観の状況	県世界遺産担当部局に 聴取	事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において、特に配慮が必要となる世界遺産の視点場及び移動視点場からの景観の状況とその保全に必要な措置について、県世界遺産担当部局に聴取し、促進区域と併せて示す。
	重要文化的景観の選定 の有無	・文化庁HP「文化的景観」 ・県HP「群馬の文化財」 ・各市町村文化財担当 ・各市町村文化財担当 ・周等へ確認 ・県文化財担当部局に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業の実施に先立ち、景観への影響を確認し、重要文化的 景観を損なうことがないよう必要な措置を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所につい て、重要文化的景観の影響の有無とその保全に必要な措置に ついて、当該市町村の文化財担当部局を通じて、県文化財担 当部局と事前協議すること。
	風致地区の指定の有無特別緑地保全地区の指定の有無歴史的風致維持向上計画で定める重点区域の指定の有無	・群馬県IP「風致地区制度」、「特別緑地保全地区制度」 ・各市町村IP ・各市町村担当部局等へ確認	・当該区域において事業を実施する場合、各市町村の条例に 基づく事前の許可が必要か否かを確認すること。 ・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措 置を講じること。
その他	形質変更時要届出区域 の指定の有無	・県環境部局に聴取 ・群馬県HP「土壌汚染 対策法に基づく区域指 定状況」	形質変更時要届出区域内においては、土地の形質の変更に着 手する前に、土壌汚染対策法の定めに従い届出等を行うこ と。
	周知の埋蔵文化財包蔵 地の状況	・各市町村文化財担当 部局等へ確認 ・マッピングぐんま	事業区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれる場合には、 文化財保護法により協議を実施し、必要な保護措置を実施す ること。

(※)は策定時点において、県内での指定なし